

【区立保育園・私立保育園・港区保育室・小規模保育事業用】



港区版こども誰でも通園制度 令和8年度前期追加募集のごあんない

教育・保育施設を利用していない在宅子育て家庭のお子さんを対象に、家庭と異なる経験をする場を提供し、子どもの成長を促すことを目的として、決まった曜日に定期的な保育を行う、港区独自の「こども誰でも通園制度」の追加募集を実施します。ご利用を希望される方は、以下の記載事項をご確認の上、申請してください。

1 事業内容

以下の内容で実施します。

利用頻度	原則、週2日の定期利用（利用可能時間は月24時間を上限とします。）
利用曜日	月曜日～金曜日の中から選択（固定） ※祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。 ※利用期間中の利用曜日の変更はできません。 ※施設によっては、既に定員に達している曜日があります。
利用時間	午前9時～午後5時の範囲で選択（固定） ※期間中の利用時間の変更は実施園と相談の上で可能な場合があります。
利用可能期間	令和8年5月以降順次～令和8年9月30日（水） ※半年ごとの利用となります。
実施施設	区立・私立保育園、区立・私立幼稚園等のうち22施設 ※今回の募集は、一次募集の結果、定員に空きがある施設に限ります。
延長保育	延長保育はありません。必ず利用時間内のお迎えをお願いします。
利用料	利用料は無料です。
その他	利用日当日、体調がすぐれないお子さんの預かりはできません。また、医療的ケアが必要なお子さんについては、受入体制が整っていないためお預かりができません。

2 対象児童 ※次の全てを満たすお子さんが対象です。

- (1) 令和5年4月2日から令和7年11月1日（生後6か月）までに生まれていること。
- (2) 本事業の利用を5月から開始できること。
- (3) 令和8年5月1日時点で、幼稚園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設に在籍していないこと。

※港区外にお住まいの方は、港区民の利用調整後、なお定員に空きがある場合のみ受け入れます。

3 申請方法（認定申請・利用申請） ※電子申請にご協力をお願いします。

(1) 電子申請

次のURLもしくは二次元コードからWEB上の専用フォームにアクセスし、必要な情報を入力してください。

※写真を添付する場合は、鮮明で文字が読み取れる状態のものを使用してください。

【URL】 <https://logoform.jp/form/Mt5V/1494182>



フォームへの入力完了すると、受付完了メールが届きますので、抽選日までメールは保存しておいてください。なお、受付完了メール記載の受付番号は、抽選番号ではありません。申請多数で抽選になった場合は、港区公式ホームページに「受付番号と抽選番号の対応表」を掲載しますので、必ず確認してください。

(2) 郵送・窓口提出による申請

所定の書類を郵送していただくか、窓口に出し、申請してください。

提出書類	<ol style="list-style-type: none"> ① こども誰でも通園制度認定兼利用申請書〈区指定様式〉 ② 令和8年度こども誰でも通園制度利用申請に当たっての確認書〈区指定様式〉 <p>※ ①②は港区公式ホームページからダウンロードできます。</p>
------	--

受付窓口	郵送（〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号 港区役所保育課保育支援係 こども誰でも通園制度担当者宛）または、港区役所本庁舎7階保育課窓口
窓口受付時間	月曜日～金曜日（土、日、祝日を除く）の午前8時30分～午後5時

4 利用者選出方法

【区立保育園及び港区保育室】

定員を超える申請があった場合は、抽選を実施し（抽選となった場合には、抽選会場等を港区公式ホームページにて事前にお知らせします。）、内定者を決定します。また、内定者が辞退した場合等を考慮し、利用待機者を数名選出する場合があります。

【私立保育園及び小規模保育事業】

港区が順番を決める抽選を行い、抽選で決定した順番に利用希望者を記載した名簿を各園に送付します。各園は名簿を基に利用調整を行い、港区が利用者を決定し通知します。ご自身の利用可否については、後日、港区からのご連絡をお待ちください。

抽選結果については、抽選日当日に港区公式ホームページにて発表し、申請をされた全ての方に対して、抽選日以降に結果を郵送します（電話による抽選結果の照会はお断りしています。）。

5 受付期間・抽選日

郵送・電子申請・窓口申請の受付期間	抽選日
令和8年3月18日（水）～令和8年4月10日（金）	令和8年4月15日（水）

※抽選となった施設については、別途、港区公式ホームページで公表します。

※抽選及び結果発表ののち、利用調整を行い利用決定するので、抽選の結果は利用を確約するものではありません。

6 利用の終了

利用中に以下のいずれかに該当した場合は、利用終了となります。

- (1) 幼稚園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設の定期的な利用を開始する場合
- (2) 区外に転出する場合
- (3) 1か月を超えて利用をしない場合（月の初めから1か月間利用をしない場合は、「利用休止」ができます。）

7 注意事項

(1) 利用申請時の注意事項
<ol style="list-style-type: none"> ① 児童1人につき1件の申請としてください。 ② 利用申請できる施設は、実施施設の中から児童1人につき1施設のみです。 ③ 利用希望時刻は1時間単位としてください。 ④ 利用希望施設・利用希望日時等の申請内容について、受付期間を過ぎた場合の変更はできません。 ⑤ 万が一、同一児童について複数回の申請があった場合、最新の申請のみ有効な申請とします。 ⑥ 郵送事故等による書類の遅れや不着について、区は一切の責任を負いません。 ⑦ 郵送申請時の到着確認には回答できませんので、自身で到着確認ができる郵送方法としてください。 ⑧ 次のドメインからのメールを受信できるように設定してください。(@city.minato.tokyo.jp) ⑨ 抽選となった場合は、それぞれのクラス（学年）ごとに抽選を行います。 ⑩ 利用を希望する児童が双子で、2人以上の空き定員があり、2人そろってのみ利用を希望するときは2人でひとつの抽選番号とします。どちらか1人しか利用できない場合でも利用を希望するときは1人ひとつの抽選番号とします。
(2) 利用内定後の注意事項
<ol style="list-style-type: none"> ① 利用内定者は、面談・健康診断を受けたのち、正式な利用決定となります。お子さんの健康状況によって集団保育に適さないと判断された場合、利用内定が取消しとなることがあります。区立保育園及び港区保育室以外については、健康診断の実施の有無も含めて各施設にお問合せください。 ② 申請後、対象児童の要件を満たさなくなった場合、利用内定及び利用決定は取消しとなります。

8 よくあるご質問

<p>Q 1. 認可保育園や幼稚園の一時預かり事業を利用したことがあるが、対象児童に該当するか。 A 1. 一時預かりのみの利用であれば、対象児童に該当します。</p>
<p>Q 2. 実施施設の見学は可能か。 A 2. 各実施施設に直接お問合せください。</p>
<p>Q 3. インターナショナルスクールを利用しているが、対象児童に該当するか。 A 3. インターナショナルスクールの多くは認可外保育施設に該当します。認可外保育施設の利用者は対象者としません。</p>
<p>Q 4. 利用申請時に、週1日・週3日・週4日は選択できないのか。 A 4. 利用申請時に、原則、週2日（1日3時間）の選択をお願いしていますが、週1日（1日6時間）の選択も可能とします。週3日・週4日は選択できません。</p>
<p>Q 5. 利用開始後に、利用曜日の変更はできないのか。 A 5. 利用曜日の変更はできません。</p>
<p>Q 6. 利用開始後に、利用時間の変更はできるのか。 A 6. 変更を希望する時間帯に空きがある場合、利用時間の変更は可能です。変更を希望する場合は、空きを施設に確認の上、原則、変更を希望する月の前月15日までに利用施設へご連絡ください。</p>
<p>Q 7. 休んだ場合や休園日により、月当たりの利用可能時間が余った場合、翌利用日や翌月などに繰越してできるのか。 A 7. 繰越しはできません。</p>
<p>Q 8. 利用可能期間が9月末までだが、1か月のみの利用でも良いのか。 A 8. 原則、9月末までご利用ください。ただし、途中で保育園等の入所が決まった場合はこの限りではありません。</p>
<p>Q 9. 給食、おやつは提供されるのか。 A 9. 給食、おやつが提供されますが、在園児と同時間帯での提供となるため、利用時間が重なっている場合のみの提供になります（お子さんの状況に応じて、離乳食を提供します。）。なお、通常の保育と同様、アレルギーや宗教食への対応をしますが、弁当の持参も可能です。</p>
<p>Q 10. 利用開始月を5月以降順次としているが、5月2日以降生後6か月となる児童は申請できるのか。 A 10. 対象児童の要件を満たさないため、申請はできません。</p>
<p>Q 11. 教育・保育施設への入園が内定していても申請できるのか。 A 11. 申請はできますが、令和8年5月に入園の内定が出た方はこども誰でも通園制度利用の意向について確認のお電話をさせていただきます。教育・保育施設の入園を希望する場合、こども誰でも通園制度の内定や待機通知は取消します。</p>
<p>Q 12. 複数回、複数の方法で利用申請をした場合、どのように取り扱われるのか。 A 12. 児童1人につき1件の申請としてください。万が一、同一児童について複数回申請があると判断した場合、最新の申請のみ有効な申請とします。</p>
<p>Q 13. 感染症に罹患した場合には、在園児同様、A医師の意見書、B保護者記入による登園届の提出が必要か。 A 13. 提出が必要です。</p>
<p>Q 14. 抽選前に申請者の数を聞くことができるか。 A 14. 人数についてはお答えできません。</p>
<p>Q 15. 令和8年度中に再募集の予定はあるのか。 A 15. 令和8年10月～令和9年3月の利用者の募集を令和8年7月頃に行う予定です。</p>
<p>Q 16. 区外利用者も、月24時間利用できるのか。 A 16. 区外利用者は月10時間までとなります。</p>

<利用開始までの流れ>

1



施設
見学

- 実施施設は事前に見学することができます。見学希望の方は各施設へ直接お問合せください。

2



利用
申請

- 申請締切日までに、必要書類を全て揃えて郵送または窓口で提出するか、電子申請をしてください。なお、郵送申請の場合は締切日必着になりますので、注意してください。
- 必要に応じ、教育・保育施設の利用状況など申請の内容について、担当者が申請者に確認をする場合があります。

3



利用者
の抽選

- 定員を超える申請があった場合は、抽選を行います。抽選会場については、港区公式ホームページにて事前にお知らせします。
- 抽選結果については、抽選日当日に港区公式ホームページにて発表します。

4



利用者
の内定

【内定した場合】

- 内定した方には、郵送で連絡します。

【内定しなかった場合】

- 内定に至らなかった全ての方に郵送で連絡します。
- 利用待機者の方には、内定者の状況に応じて利用が可能になった場合、電話で連絡します。

5



面談
健康診断(※)

- 面談・健康診断については、内定した施設に連絡し、日時の調整を行ってください。目安として初回利用日の10日前までには面談を受けられるようご協力ください。施設の指定する期間に受けられない場合は、利用が開始できません。
- 内定後、施設での面談・健康診断の結果によっては、利用ができないことがあります。
※区立保育園及び港区保育室以外については、健康診断の実施の有無も含めて各施設にお問合せください。

6



利用
開始

- 決定した初回利用日に登園してください。

<問合せ> 〒105-8511
港区芝公園一丁目5-25
港区子ども家庭支援部保育課保育支援係
Tel.03-3578-2429



港区公式ホームページ
港区こども誰でも通園制度について